

24 児童虐待防止対策の充実について

(厚生労働省)

【内容】

- (1) 児童相談所の児童心理司や市町村の専門職員の配置について、法律上義務化するとともに、適切な財政措置を講じること。
- (2) 虐待を受けた児童など、社会的養護を必要とする児童への家庭的養護を推進するため、次の措置を講ずること。
 - ・ 施設の小規模化・地域分散化が推進されるよう、施設整備に係る交付金に必要な財源を確保すること。
 - ・ グループホームの設置促進を図るため、措置費上の職員配置基準を引き上げるとともに、適切な財政措置を講じること。
 - ・ 法人が設置するファミリーホームの設置促進を図るため、措置費を定員払いとすること。
- (3) 虐待を理由とした施設入所措置に係る児童措置費扶養義務者負担金について、減免制度の創設に向けて検討すること。

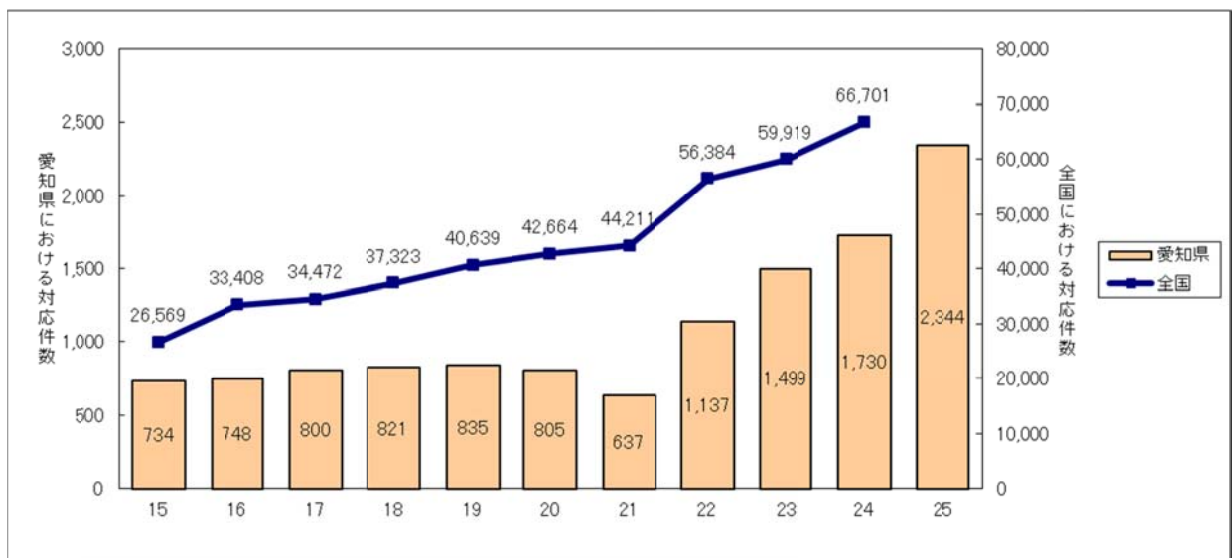
(背景)

- 児童相談所における児童虐待相談の対応件数は急増しており、複雑で困難な事案も多くなっている。児童相談所は児童虐待の中核的専門機関であり、職員体制を強化する必要があるが、児童福祉司が児童福祉法で配置が義務づけられ、配置基準（地方交付税算定基礎）も示されているのに比べ、児童心理司は法律上明確にされておらず、配置基準も示されていない。
- 市町村においては、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、要保護児童対策調整機関に一定の要件を満たす者を配置する努力義務が課されているが、相談ニーズに的確に対応するためには、専門職員の配置基準を明確にし、配置を義務づける必要がある。
- 社会的養護を必要とする児童ができるだけ家庭的な環境で養育されるよう、国においては、本体施設、グループホーム、里親等の割合を3分の1ずつにしていく目標が掲げられた。この目標を達成するため、都道府県においては、児童養護施設等が策定する「家庭的養護推進計画」との調整を図りながら、平成27年度から平成41年度までの15年間を推進期間とする「都道府県推進計画」を策定することとされているが、現時点の家庭的養護推進計画（暫定版）は、国の目標から大きく乖離している。
- 家庭的養護を推進するための施設の小規模化・地域分散化は、大規模改修等を伴うものであることから、施設の財政負担を軽減するためには、施設整備交付金が不可欠である。今後、計画期間中にほとんどの施設が申請を行うことが見込まれる。

- グループホームは、生活支援や家事など職員の負担が大きいにもかかわらず、措置費算定上の職員配置基準が少なく、実態に合っていない。設置を促進するためには、措置費算定の見直しが必要である。
- 法人型ファミリーホームは、自営型ファミリーホームと異なり、養育者及び補助者を雇用する必要があることから、安定的な運営ができるよう、現員払いから定員払いに改める必要がある。
- 虐待を否定する保護者から施設入所措置の同意を得ることは困難であるが、さらに児童措置費扶養義務者負担金が妨げとなり、一時保護が長期化する場合も多い。また、同意が得られた場合でも負担金の納入を拒否するケースが多いが、保護者指導への影響を考えると、厳格な納入指導が行えない状態である。虐待を受けた児童の施設入所措置や家族再統合に向けた支援をスムーズに行うため、負担金の減免を検討する必要がある。

(参 考)

◇ 愛知県（名古屋市を除く）及び全国における「虐待相談対応件数」の推移



※ 平成 22 年度の全国数値は、福島県を除く。

◇ 専門職員の配置根拠

	児童福祉司	児童心理司	市町村の専門職員
配置根拠	児童福祉法第 13 条 (義務規定)	児童相談所運営指針	児童福祉法第 25 条の 2 (努力義務規定)
配置基準	人口 170 万人当たり 35 人 (地方交付税算定基礎)	なし	なし

◇ 愛知県における家庭的養護の状況

平成 26 年 4 月 1 日現在

	施設の本体施設	グループホーム	里親・ファミリーホーム	計
入所（委託）児童数	895 人	80 人	157 人	1,132 人
割合	79.0%	7.1%	13.9%	100%